

Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

「挫折」の本質！

●挫折という言葉

最近、周囲で「挫折」という言葉を良く聞きます。

辞書で「挫折」という言葉を調べてみると「仕事や計画などが、途中で失敗しだめになること。また、そのために意欲・気力をなくすこと」と書かれています。改めて自分を振り返って考えてみると... 今まで自分が挫折したとは思ったこともありませんでしたが、実は挫折の連続だったのかもしれない。

20代前半に身を置いた「山（アルピニズム）」の世界では、ある意味では命を賭けて岩壁に向き合ったつもりではありましたが、私とは次元の違うモチベーションと身体能力を兼ね備えた超一流の登山家の中で自分の限界を思い知らされました。また、最初に就職した電機メーカーの「営業」という世界でも、私の想像をはるかに超えるモチベーションと覚悟を持った一流のセールスマンとの出逢いにより、やはりこの世界では自分がトップに立つことはできないと思知らされました。

しかし、その時に自分と真摯に向き合うことにより自分の限界や自分の可能性を見つめたことが、今の自分を創る基盤になっているのだと思います。そして、常に心の底にある... いつかあの世で山で逝った一流の仲間達に会った時に「お前もちょっとは頑張ったじゃない」と認めてもらえるように与えられた生をアグレッシブに生き抜かなければならぬ... という思いが自分のすべてのモチベーションの基盤にあるような気がします。よく聞く、成功者の「挫折をバネにして新しい自分に挑戦し、結果として今の自分を作り上げた」という言葉が、成功者でない私にも少し理解できるのはそのせいかもしれません。

●挫折にもレベルがある

自分の持てる全身全霊を賭けて自分の夢や目標にチャレンジしたけれども、身体能力やモチベーションや覚悟が届かず、その目標に達することができなかったという、いわば「本物の挫折」もあれば、なんとなく好きだからやってみただけ、なんとなく上手くいかず大した努力も挑戦もせずに単に諦めたという、「お気楽な挫折」もあるのかもしれない。

ある意味で「挫折」とは弱い心にはいい響きを持つ言葉でもあります。何でも上手くいかなかった理由を挫折という言葉の中に押し込めてしまえば、あとは自分で頑張ったり努力しなくても誰か他人が助けてくれるような... そんな響きを持つ甘い言葉でもあるのかもしれない。経済が収縮し先が見えずに大きな夢も希望も持てない日本の現状の中で、なぜか若者を中心に「挫折」という言葉ばかりが溢れるのもそのせいなのかもしれません。

安易に使われる「挫折」という言葉ですが、それが、その挫折により自分と真摯に向き合いその中から真の自分らしい生き方を見つけ出せるような「本物の挫折」であったのか、まったく逆に、甘えに基づいた自分の弱さを飾って弁解し他者に依存しようとする「お粗末な挫折ごっこ」であったのかは、その後の本人の生き方により決まる（見極められる）のかもしれない。

厳しい経営環境に晒されている私たち経営者は「挫折」をバネに次のステップへと進まねばなりません。

本物の挫折は、自分らしい生き方を貫くような強烈なモチベーションを新たに生み出しますが...

お気楽な挫折ごっこからは、甘えと依存と言いつつカッコ付けしか生まれません...

安易に「挫折」という言葉に逃げず... 自分の「生き様」で何かを示さねばと思います。

◆ 年末調整について

今年も年末調整の時期が近づき、税務署から「年末調整のお知らせ」が届いている頃かと思います。皆様ご準備はお済みでしょうか。今回は年末調整の概要、準備、昨年との変更点についてご説明させていただきます。

● 概要

年末調整とは、サラリーマンや公務員などの給与所得者に対して会社等が支払った1年間（1月－12月）の給与及び源泉所得税について、原則として12月の給与支払日に適正な所得税額との過不足を再計算して調整を行うことを言います。

① 年末調整を行う理由

所得税は原則として1年分の所得を確定申告することで納税を行います。しかし、給与所得者全員が個別で確定申告を行えば納税者の所得税（一度に支払う税額）も高額になるほか、税務署の申告件数が増加することで徴税費が大幅に増加してしまうため、会社が個人に代わり一括で税額を計算、納付します。

② 年末に「調整」が必要な理由

月々の源泉所得税は一年分の所得税額を12等分した概算税額であり、適正な所得税額を算定する為の控除や税額の変動要因を完全に加味していないため、適正税額との差異を「調整」する必要があります。

● 年末調整の準備

① 年末調整対象者の確認

年末調整は基本的に従業員全員が行いますが、下記の方は年末調整の対象となりません。

- (a) 本年の主たる給与収入金額が2,000万円を越える人
- (b) 自社とは別に主たる会社から給与の支給を受けている人
- (c) 日雇労働者
- (d) 年途中で退職した月給受給者（正社員）及びパートタイマーで年間給与が103万円超の人等

② 年末調整対象者に「扶養控除等申告書」、「保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書」、「住宅借入金等特別控除申告書」を配布 → 記載してもらい → 回収

③ 対象者から控除証明書の回収

特定の控除を受ける為には、控除証明書（国民年金保険料・国民年金基金控除証明書、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、小規模企業共済等掛金控除証明書）の添付が必要です。

④ 年の中途に入社した年末調整対象者から前職の源泉徴収票の回収

⑤ 顧問税理士に依頼する場合には上記回収資料を送付する → 年末調整実施 → 社員に報告

● 昨年との変更点

① 復興特別所得税（所得税の2.1%相当額）についても源泉徴収されています

東日本大震災に対する復興財源として、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までに生じる所得について、復興特別所得税を併せて徴収・納付しなければなりません。

② 給与収入額が1,500万円を超える場合の給与所得控除が、245万円で打ち止めとなりました

【給与所得控除額（給与収入額が1,000万円超の場合）】

給与等の収入額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
1,000万円超 1,500万円以下	給与収入額×5%+170万円	給与収入額×5%+170万円
1,500万円超		245万円

※網掛部分が改正された項目です。

(なお、本解説は、要点のみピックアップしております。ご不明な点は、担当者までご相談下さい。)

★ ブスの25ヶ条

宝塚OGの黒木瞳さん、大地真央さん、天海祐希さん、真矢みきさん、涼風真世さん... どなたも綺麗で本当に素敵ですよ〜。家内にそれを言うと「だってお金をつぎ込んでるからね、私だってお金をかければ」と言いますが(爆)。でも、どんなに美容にお金を注ぎ込んでも、それだけで「素敵な女性」にはなれません。宝塚の舞台裏に貼られている...「伝説の教え」です。

【ブスの25ヶ条】

1. 笑顔がない
2. お礼を言わない
3. おいしいと言わない
4. 精気がない
5. 自信がない
6. グチをこぼす
7. 希望や信念がない
8. いつも周囲が悪いと思っている
9. 自分がブスであることを知らない
10. 声が小さくいじけている
11. 何でもないことにキズつく
12. 他人にシットする
13. 目が輝いていない
14. いつも口がへの字の形をしている
15. 責任転嫁がうまい
16. 他人をうらむ
17. 悲観的に物事を考える
18. 問題意識を持っていない
19. 他人につくさない
20. 他人を信じない
21. 人生においても仕事においても意欲がない
22. 謙虚さがなくゴウマンである
23. 人のアドバイスや忠告を受け入れない
24. 自分が最も正しいと信じている
25. 存在自体が周囲を暗くする

何でもないことですぐにキズつくのにゴウ慢で他人の意見を受容れない。自信も信念も無くて他人をうらむのに自分が最も正しいと譲らない... ああ〜良く居ますね！素直という言葉とは真反対のそういう人。そういうタイプには近づかないのが一番です。運が悪くなりますから(笑)

でも、どうでしょ？男女を問わず、まずは自分に当てはめてチェックしてみてください。5つ以上当てはまった人はブス予備軍。10コ以上当てはまった人は紛れも無い本物の「ブス」です！(爆)

私も、もう一度自分を見直してみたいと思います。

★ 相続対策第4弾

相続税の基礎控除が2015年から大幅に縮小されるため、3ヶ月に亘って相続と生命保険の活用方法についてレポートをさせていただきました。今月は相続対策第4弾をお送りいたします。

★ 財産が少ないから大丈夫？

平成22年における家庭裁判所で調停が成立した遺産分割事件は1万849件にも上ります。

遺産分割事件の件数は年々増加傾向にあります。

また、遺産分割事件の審理期間に着目すると、平成22年の遺産分割事件の平均審理期間は12.0月です。そして、審理期間が1年以上かかっている事件は全体の62.6%にもなります。

遺産分割事件の遺産内訳を見てみると、なんと5,000万円以下の遺産分割の紛争件数が全体の約74%を占めており、平均的な財産を有する家庭であっても、「争族」になる可能性が高いと言えます。

相続税は、「遺産の額」から「基礎控除」を引いたところで計算します。基礎控除は5,000万円+法定相続人×1,000万円ですから、遺産分割事件の約74%は相続税がかからない遺産について発生しているということになります。

財産が少ないからめめないと思っている人こそ要注意です。

★ 準備がものをいう

相続は発生後にできることは少なく、事前の対策が必要です。対策といえば遺言書の用意を考えがちですが、その前の段階で済ませておくことがあります。

まず、第一に相続財産の把握です。預貯金、生命保険、有価証券、不動産、借入金など財産にかかわる全てをまとめた目録の作成です。財産目録は不動産、金融資産など資産の種類や商品別に漏れなく記録し、定期的に見直す必要があります。

★ 円満な相続

並行して遺産分割の構想も早くから練ることで。それは、「誰に、どの財産を、どのくらい相続させるか」を早くまとめることです。

相続で子ども同士がめめる原因は比較的はっきりしています。親が子どもの状況をあまり考えずに分割の内容を決めてしまったために、分け方が不公平になってしまうことが多いからです。

不公平感を抱かせないためには、親が子どもの家計や家族構成などを総合的に勘案してバランスの取れた分け方を考えるのがいいでしょう。

より公平を期するのであれば、「遺留分」「特別受益」「寄与分」の3つを考慮すべきです。遺留分は法律で認められた最低限の相続分、特別受益は親が生前に子どもに贈与した財産です。例えば、独立の際に贈与された住宅取得資金などです。寄与分は子どもの親への貢献分です。具体的には、親の療養の介護や看護をした場合などに認められます。これらを考慮することにより、生前贈与や介護など貢献度が考慮されていないといった争いを防ぐことができます。

ご自分の資産、葬儀やお墓の希望を書き留めるエンディングノートが市販されています。自身の状況を整理するために活用されてみてはいかがでしょうか。



（株）横浜総合フィナンシャルの西尾です！

こうした対策は継ぐ人、継がせる人、双方が良好な関係を築いてこそ効力を発揮します。日ごろから賢密にコミュニケーションを取り、話し合いができる土台を作っておきましょう。

来月は相続第5弾、「遺言」をお送りいたします。

今月の一言…“良薬は口に苦し”

「楽しいと楽は違う、楽しい事がしたいんだったら楽はしちゃダメ、
楽しようと思ったら楽しい事は諦めなきゃ」 (甲本ヒロト)

家内と長野の自宅の庭に小さな栗木を植えました。「いつか栗がたくさんできるかな?でも、その頃には私たちはもういないね」... 大自然に比べたらちっぽけなこの人生、苦しくたって、辛くたって、ほんの一瞬の人生。ならば、目一杯楽しく自分の道を歩きたい。与えられた命に感謝して、精一杯楽しむことが「生きる」ということなんじゃないのかな!

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言... (v o l . 6 7)

- ★ いくつかの会の会務に携わっています。やっていることはどれも同じようなことなのですが、やっていると楽しいと思うものと、そうでないものがあります。会務なので楽しいと感じる必要はないのですが、なぜ分かれてしまうのか考えてみました。楽しいと思う方は、携わっている人達はその会務に前向きに参加しているのです。そういう人達と一緒に行動をすると、その人達やその場が好きになっていきます。本来は周りがどうであってもブレないで行動すべきだと思いますが、周りの環境が大事なのだと思いました。(KARINO)
- ★ ある日、駅を降りたらシニアの方たちが赤い羽根共同募金をしていました。中には杖をついて頑張っている方もいて、お身体に障らなければいいなあと思いつつ少し協力させて頂きました。「まあまあ、ありがとう!」「あなたにも良いことがありますように」「こっちの色の方が似合うかしら」と言ってご自分で作られたアクセサリーをひとつ下さいました。他の人の幸せを願って活動し賛同してくれた人の幸せも願うことができる...その姿勢を本当に美しいと思いました。ボランティアの方達も幸多かれと願います。(YAMAMOTO)
- ★ 今年からMAS監査を実施しているお客様に『次回は夕方から始めて忘年会をしましょう!』とお誘い頂きました。社長と銀行に同行し、手形を振り出して数百万の資金を調達した1年前に比べ、会議で出てくる話は、『50件の注文が決まりました!』『〇〇で商談の依頼があります!』と景気の良い話ばかり...予測では前年の3倍の売上に到達する見込です!何気ない忘年会のお誘いかも知れませんが、仕事の評価としてこれほど嬉しいものはありません。あまりお酒は飲めませんが...お付き合いします、社長!(TOCHIKURA)
- ★ 予定よりも数日早くヒマラヤから戻りました。雨季の最後の超大型サイクロンによる降雪で雪の状態が非常に悪く、ベースキャンプに集結した100人以上の各国隊から選抜したシェルパでもルート工作が進まず、結局、今季は登頂者のないまま冬を迎えることになりそうです。手ごわいな~、40年来の憧れの恋人アマダブラム!純白の氷雪のドレスを纏い凛と気高く、世界中から集まった男たちを見下ろしています。



「不完全燃焼」(笑) 登頂できなかったことも原因の一つですが、もう一つ「死ぬほど辛い目に合わなかった」ことも原因のようです。20歳の頃の日記の一文「山には死があり生がある。そして街には普通そのどちらもない」... 若いな~と思いつつ、一切の装飾を削ぎ落とした本質だけの世界で必死に生の意味を問うていたあの頃が蘇ります。歳を重ねるということは、どうでも良い装飾と言いつつだけ山のように身につけることなのかもしれませんね... (涙)

(IZUMI)

横浜総合事務所グループ

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！

日時：平成25年12月17日(火)／10時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5社限定 料金一社 52,500円 関与先割引 26,250円

昼食代込（お二人迄参加可）

★ “新・横総経営塾” 毎月開催、経営者セミナー <※※※会員募集中※※※>

第35回「勝ち残る企業の組織活性化手法」

講師：株式会社 経営改善支援センター 代表 戸敷 進一

日時：平成25年12月18日(水)／16時～18時、終了後実費にて懇親会

場所：横浜市情報文化センター 大会議室

募集：都度参加会費 5,000円

★ “後継者育成塾” 3期生募集中

創業者の志を継承する「人財」を育成します！

主催：NN構想首都圏地域会LLP

日時：平成25年5月17日(金)～平成27年3月7日(土)

場所：セミナーハウス クロス・ウェーブ船橋

募集：全24日間・12回(全1泊2日の合宿形式) 120万円(一括・分割可)

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人材経営センター、(株)日本M&Aセンター、(株)船井財産コンサルタンツ

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人日本フードアドバイザー協会

(株)パワーズプロジェクトマネジメント、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0021 横浜市中区日本大通 17JPR横浜日本大通ビル 10F

横浜総合事務所グループ／TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります